

令和8年4月13日

京都府建設業協会京都支部 御中

京都市建設局長 田中伸弥

〔担当 建設企画部監理検査課〕

電話 075-222-3548

令和7年度土木工事標準積算基準書等の一部改定について（通知）

平素は、本市建設行政に御協力いただき、厚くお礼申し上げます。

令和8年4月の国土交通省の土木工事標準積算基準書の改定に合わせ、本市の土木工事標準積算基準書を下記のとおり改定します。

つきましては、貴団体の会員の建設事業者様へ御周知賜りますよう、よろしく願いいたします。

記

1 送付資料

- (1) 土木工事標準積算基準書<建設局運用>及び(参考資料)令和7年度(令和8年4月追加版)
- (2) 様式1-1 「一般管理費等率」の改定に係る請負代金額の変更について(請求)
- (3) 様式1-2 「一般管理費等率」及び「現場環境改善費」の改定に係る請負代金額の変更 について(請求)

2 適用

基準適用年月を2026年5月(令和8年5月)とする工事に適用します。

ただし、令和8年4月1日以降に入札公告(随意契約では見積合わせ通知)する工事のうち、基準適用年月を2026年4月(令和8年4月)以前とする設計書は、当初契約については旧基準を適用し、4に示す協議又は請求があったものに関し、改定後基準による設計変更の対象とします。

3 主な改定内容

土木工事標準積算基準書(共通編)令和7年に記載されている一般管理費等率及び現場環境改善費の費用の積算に係る改定

4 協議・請求の方法

一般管理費等率及び現場環境改善費の改定に係る変更

契約締結後30日以内に、<様式1-1>または、<様式1-2>による請求を受注者から提出してください。

5 その他

京都市情報館においても改定後の積算基準等を掲載しておりますので、適宜御参照ください。

<京都市情報館：「積算方法等」のページアドレス>

<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000210692.html>

以上

土木工事標準積算基準書 ＜建設局運用＞及び（参考資料）

令和 7 年度
（令和 8 年 4 月追加版）

京 都 市 建 設 局

◎ 本資料は、「公表図書 土木工事標準積算基準書<建設局運用>及び(参考資料) 令和7年度」の一部を改定するため、改定後の追加項目を添付するものである。

◎ 本書は、基準適用年月を2026年5月(令和8年5月)とする設計図書から適用する。

ただし、令和8年4月1日以降に入札公告(随意契約では見積合わせ通知)する工事の内、基準適用年月を2026年4月(令和8年4月)以前とする工事については、本書による設計変更の対象とすることができる。

土木工事標準積算基準書〈建設局運用〉

2. 共通編

第 I 編 総則

第 3 章 一般管理費等及び消費税等相当

① 一般管理費等

4. 一般管理費等率の補正

2. 共通編

○第I編 総則 第3章 一般管理費等及び消費税相当額 ①一般管理費等

4. 一般管理費等率の補正

4. 一般管理費等率の補正

- (1) 前払金の保証がある工事において、以下の事項に該当する場合に補正を行う。なお、前払金の保証がない工事は、一般管理費等の補正の対象外である。
- 1) 前払金支出割合の相違による取扱い
前払金支出割合に関わらず補正は行わない。
 - 2) 契約の保証に必要な費用の取扱い
別表第2の補正値を加算したものを一般管理費等とする。
- (2) 支給品等の取扱い
資材等を支給するときは、当該支給品費は一般管理費等算定の基礎となる工事原価に含めないものとする。
- (3) 自社製品の取扱い（プレテン桁、組立式橋梁、規格ゲート、標識等を製作専門メーカーに発注する場合）について
自社製品であっても、他社製品と同様に一般管理費等の対象とする。

別表第1 一般管理費等率

(1) 一般管理費等率一覧表

工事原価	500万円以下	500万円を超え30億円以下	30億円を超えるもの
一般管理費等率	25.13%	一般管理費等率算定式により算出された率	10.63%

(2) 算定式

[一般管理費等率算定式]

$$Gp = -5.21826 \times \text{LOG}(Cp) + 60.08343 \quad (\%)$$

ただし、Gp：一般管理費等率 (%)

Cp：工事原価 (円)

(注) 1. Gpの値は、小数第3位を四捨五入して第2位とする。

2. 対象とする工事原価については、「第2章 ②間接工事費 2. 共通仮設費 (2) 算定方法 1) 率計算による部分の(ニ)」及び「第2章 ②間接工事費 2. 共通仮設費 (2) 算定方法 5) 間接工事費等の項目別対象表」を参照のこと。

<一部削除>

別表第2 契約保証に係る一般管理費等率の補正

保証の方法	補正値(%)
ケース1：発注者が金銭的保証を必要とする場合（工事請負契約書第4条を採用する場合）。	0.04
ケース2：発注者が役務的保証を必要とする場合。	0.09
ケース3：ケース1及び2以外の場合。	補正しない

(注) <一部削除>

契約保証費を計上する場合は、原則として当初契約の積算に見込むものとする。

土木工事標準積算基準書〈建設局運用〉

2. 共通編

第 I 編 総則

第 9 章 土木請負工事における現場環境改善費の積算

① 土木請負工事における現場環境改善費の積算

3. 積算方法

2. 共通編

○第I編 総則 第9章 土木請負工事における現場環境改善費の積算

①土木請負工事における現場環境改善費の積算 3. 積算方法

3. 積算方法

(1) 現場環境改善費の積算は、以下の方法により行うものとする。ただし、標準的な現場環境改善を行う場合は率計上とし、特別な内容を実施する場合は積上げ計上とする。

イ. 積算方法は以下のとおりとし、現場環境改善費に計上するものとする。

$$K = i \cdot P_i + \alpha$$

ただし K：現場環境改善費（単位：円，1000円未満切り捨て）

i：現場環境改善費率（単位：%，小数第3位四捨五入2位止め）

P_i：対象額（直接工事費（処分費等を除く共通仮設費対象分）＋支給品費（共通仮設費対象分）＋無償貸付機械等評価額）

なお、対象額が5億円を超える場合は5億円とする。

α：積上げ計上分（単位 円，1000円未満切り捨て）

対象額：P _i		現場環境改善費率：i（%）	
		大都市（1），（2） 市街地	左記以外
直接工事費（処分費等を除く） ＋ 支給品費 ＋ 無償貸付機械等評価額	5億円以下の場合	$i = 45.9 \cdot P_i^{-0.175}$	$i = 32.5 \cdot P_i^{-0.202}$
	5億円を超える場合	1.38	0.57

ロ. 率に計上されるものは、別表－1の内容のうち原則として各計上費目（現場環境改善のうち仮設備関係、営繕関係、安全関係及び地域連携）ごとに「1内容ずつの合計4つの内容を基本」とした費用である。

また、選択にあたっては地域の状況・工事内容により組み合わせ、実施費目数及び実施内容を変更しても良い。

ハ. 積上げ計上分（α）に計上するものは、（2）の「熱中症対策・防寒対策に関する費用」及び「巨額となるため現場環境改善費率分で行うことが適当でないと判断されるものの費用」とする。

ニ. なお、経費率は現場環境改善費の各費目を1本化した全体での率である。

ホ. 現場環境改善に関する費用の対象額は5億円を限度とする。

(2) 熱中症対策・防寒対策に関する費用について

主に現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策に関する費用については、率分の計上ではなく、対策の妥当性を確認の上、積み上げ計上を行うものとする。なお、積み上げ計上は、現場管理費に計上される作業員個人の費用と重複がないことを確認し、（1）イ.の算出式により算出される現場環境改善費の100%を上限とする。なお、工事内容により率分での計上を対象外とした工事であっても、熱中症対策・防寒対策が必要な場合は、積み上げ計上することができるものとする。

(3) 設計変更について

率に計上されるものについては、設計変更を行わないものとする。ただし、対象金額（P_i）の変動に伴う現場環境改善費率 i は変更される。また、積上げ計上分（α）については、内容に変更が生じた場合は設計変更の対象とする。

[別表-1]

計上費目	実施する内容（率計上分）
現場環境改善 （仮設備関係）	<u>1. 昇降設備の充実</u> <u>2. 環境対策の充実</u> <u>3. ICT設備の充実</u> <u>4. 作業負荷の低減</u>
現場環境改善 （営繕関係）	<u>1. 現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む）</u> <u>2. 労働者宿舎の充実</u> <u>3. 現場休憩所の充実（交通誘導員待機室含む）</u> <u>4. 衛生設備・厚生施設の充実</u>
現場環境改善 （安全関係）	<u>1. 工事標識・照明等安全施設の充実</u> <u>2. 盗難防止対策</u> <u>3. 健康関連施設の充実</u> <u>4. 野生生物・害虫対策</u>
地域連携	<u>1. 広報活動等（完成予想図、パンフレット、工法説明、PR看板等）</u> <u>2. 見学会・イベント等の開催（見学施設等設置・管理運営等含む）</u> <u>3. 社会貢献・地域対策費等（地域行事等の経費含む）</u> <u>4. 現場景観向上（美装化・デザイン看板等）</u>

(4) 現場環境改善費入力基準表

施工歩掛コード	施工単位	式
J 1 条件	大都市（1），（2）又は市街地の場合は〔1〕を入力し，それ以外の場合は〔0〕を入力する。	
数 量	1	

(I-9-①-1~2)

令和 年 月 日

(あて先) 京都市長

住 所
商号又は名称
代表者名

「一般管理費等率」の改定に係る請負代金額の変更について (請求)

下記工事について、請負代金額の変更に係る協議を請求します。

記

1 工事名

2 工事場所

3 請負代金額 金 円

4 契約日 令和 年 月 日

5 工期 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

<様式1-2>

令和 年 月 日

(あて先) 京都市長

住 所
商号又は名称
代表者名

「一般管理費等率」及び「現場環境改善費」の改定に係る請負代金額の変更について（請求）

下記工事について、請負代金額の変更に係る協議を請求します。

記

1 工事名

2 工事場所

3 請負代金額 金 円

4 契約日 令和 年 月 日

5 工期 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

建建監 第 1 号

令和8年4月13日

京都府建設業協会 京都支部 様

京都市建設局長 田中伸弥

担当 建設企画部監理検査課

「京都市建設局における熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行に関する要領」
及びQ&Aの改正について（通知）

平素は、本市建設行政に御協力いただき、厚くお礼申し上げます。

建設局では、近年の夏季における猛暑日などの気候状況を踏まえ、「熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行」を令和3年度から実施しています。

今般、令和8年4月の国土交通省の土木工事標準積算基準の改正に伴い、本要領の一部を別紙1のとおり改正しましたので通知します。

また、本要領の円滑な運用を図るため、別紙2のとおり「京都市建設局における熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行」に関するQ&Aを作成しましたので、あわせて通知します。

つきましては、貴団体の会員の建設事業者様へ御周知賜りますよう、よろしくお願いいたします。

記

1 対象工事

京都市建設局が発注する工事で土木工事標準積算基準書を適用する工事（随意契約及び年間契約による工事を含まず。ただし、単価契約による工事を除きます。）で、主たる工種が屋外作業である工事（ただし、熱中症対策に資する現場管理費の補正については、受注者が契約後すみやかに希望した場合に限ります。）

2 実施時期

令和8年4月1日以降に契約する工事から実施します。

3 京都市情報館への掲載について

後日、別紙1及び別紙2を京都市情報館（本市ホームページ）に掲載する予定です。

京都市建設局における熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行に関する要領

改正 令和8年4月1日

1 目的

本要領は、近年の夏季における猛暑日などの気候状況を考慮し、京都市建設局における熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行に関する事項を定めるものである。

2 用語の定義

(1) 真夏日

日最高気温が30度以上の日又は環境省が公表している暑さ指数(WBGT)が25度以上の日をいう。ただし、夜間工事の場合は作業時間帯の最高気温が30度以上又は環境省が公表している暑さ指数(WBGT)が25度以上の場合とする。

(2) 工期

工事の始期から工事の終期までの期間で、準備期間、施工に必要な実日数、不稼働日、後片付け期間の合計をいう。

なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

(3) 真夏日率

以下の式により算出された率をいう。

$$\text{真夏日率}^* = \text{工期期間中の真夏日(日)} \div \text{工期(日)}$$

※ 小数第3位を四捨五入して小数第2位止めとする。

<計算例> 真夏日率=(50日/300日)=0.17

3 対象工事等

(1) 対象工事(工事に類する業務委託を含む。)

京都市建設局が発注する工事で土木工事標準積算基準書を適用する工事(随意契約及び年間契約による工事を含む。ただし、単価契約による工事を除く。)で、主たる工種が屋外作業である工事(ただし、受注者が熱中症対策に資する現場管理費の補正を契約後すみやかに希望した場合に限る。)

(2) 対象地域

京都市内における全ての地域を対象とする。

4 積算方法等

(1) 補正方法

現場管理費の補正は、工期中の日最高気温の状況に応じて補正値を算出し、現場管理費率に加算する。なお、現場管理費の補正は変更契約において行うものとする。

$$\text{補正値}(\%)^{*1,2} = \text{真夏日率} \times \text{補正係数}^{*3}$$

※1 小数第3位を四捨五入して小数第2位止めとする。

<計算例> 補正値(%)=0.17×1.2=0.20%

※2 「積雪寒冷地域で施工時期が冬季となる場合の補正」及び「緊急工事の場合」と重複する場合においては最高2%とする。

※3 補正係数:1.2

(2) 現場管理費

$$\text{現場管理費}(\text{円})^* = \text{対象純工事費}(\text{円}) \times ((\text{現場管理費率}(\%) \times \text{補正係数}) + \text{補正値}(\%))$$

※ <計算例> 現場管理費(円)=10,000,000円×((24.90%×1.0)+0.20%)=2,510,000円

(このうち、熱中症対策に資する現場管理費の補正額は10,000,000円×0.20%=20,000円)

5 適用

この要領は、令和8年4月1日以降に契約する工事から適用する。

6 留意事項

- (1) 真夏日日数の集計にあたっては、京都観測所（気象庁）で観測された気温^{※1}、又は、環境省が公表している暑さ指数（WBGT）（ただし、観測地点は「京都」に限る。）^{※2}のいずれを用いることを標準とする。ただし、これらのいずれの方法にもよりがたい場合は、事前に監督職員と協議のうえ、施工現場を代表する1地点で気象庁の気温測定方法に準拠した方法により得られた計測結果を用いることも可とする。

なお、気温の計測・集計方法については、工事着手前に受注者が提出する施工計画書に必ず記載することとする。また、気温の集計に要する費用は受注者の負担とする。

※1 気象庁「過去の気象データ検索」<<https://www.data.jma.go.jp/obd/stats/etrn/index.php>>

※2 環境省「暑さ指数(WBGT)の実況と予測」<https://www.wbgt.env.go.jp/wbgt_data.php>

- (2) 真夏日日数の集計結果及び熱中症対策^{※3}の状況写真は、全工期分をまとめて、変更契約協議時に、工事打合せ簿により報告すること。

なお、真夏日日数の集計に当たっては、京都観測所（気象庁）で観測された気温、又は、環境省が公表している暑さ指数（WBGT）（ただし、観測地点は「京都」に限る。）を一括して簡易に参照・エクセルデータによる出力ができる「熱中症対策に資する現場管理費の補正額 算出サイト」^{※4}の使用を推奨する。

※3 熱中症対策の一例…作業員個人の費用（塩飴、経口保水液等効果的な飲料水、空調服、熱中症対策キット等）

【参考】国土交通省大臣官房技術調査課『土木工事安全施工技術指針』（令和2年3月）

<<https://www.mlit.go.jp/common/001334897.pdf>>

国土交通省大臣官房技術調査課『建設現場における熱中症対策事例集』（平成29年3月）

<<https://www.mlit.go.jp/tec/sekisan/sekou/pdf/290331jireisyuu.pdf>>

国土交通省『STOP！熱中症－熱中症になる前に対策を！－』

<<https://www.mlit.go.jp/common/001292278.pdf>>

※4 一般財団法人建設物価調査会「熱中症対策に資する現場管理費の補正額 算出サイト」

<<https://nechusho.kensetu-navi.com/>>

- (3) 施工箇所点在型工事については、点在する箇所毎に補正を行う。
- (4) 上記の取扱いについて、特殊の事情等により、対応が困難な場合は、受発注者により決めること。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年5月8日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

「京都市建設局における熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行」に関するQ & A

Q 1. 工事の始期から終期までにおける準備期間とはなにか。

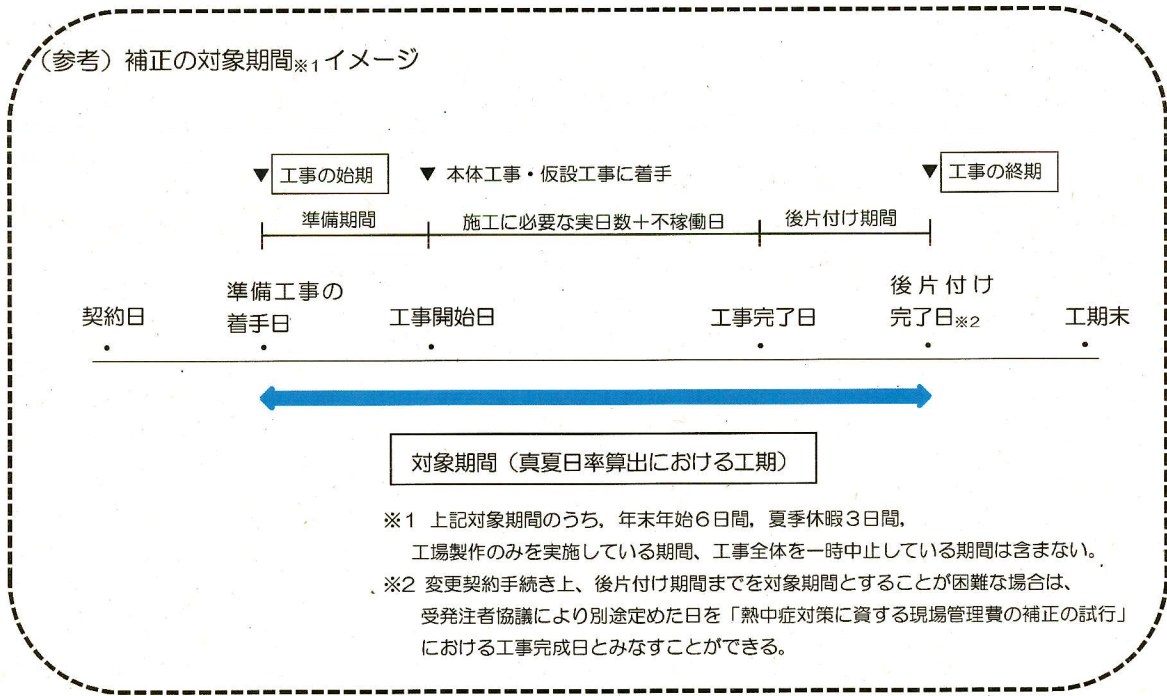
A 1. 工事開始日以降の実際の工事のための準備工事（現場事務所等の設置又は測量をいう。）の着手日から本体工事（工事目的物を施工するための工事）や仮設工事（工事の施工及び完成に必要とされる各種の仮工事）の着手までの期間をいう。

Q 2. 工事の始期から終期までにおける後片付け期間とはなにか。

A 2. 工事の完成に際して、受注者の機器、余剰資材、残骸及び各種の仮設物を片付けかつ撤去し、現場及び工事にかかる部分の清掃等に要する期間をいう。

ただし、変更契約手続き上、後片付け期間までを対象期間（真夏日率算出における工期）とすることが困難な場合※は受発注者協議により別途定めた日を「熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行」における工事完成日とみなすことができる。

※夏季に精算変更手続きを行うなど、事前に本試行の工期を設定しないと現場管理費の補正值が確定できない場合 等



Q 3. 出来形検査のため測量作業や自社資材置場での片付けなど工事に関係する屋外作業について、真夏日の日数として計上してよいか。

A 3. 工事に関係する屋外作業であれば真夏日の日数として計上するものとする。

Q 4. 工事に計上する業務委託（測量、地質調査及び設計業務等）は、対象外として考えてよいか。

A 4. 対象外とする。

Q 5. 真夏日率の算出において、不稼働日における真夏日も「工期期間中の真夏日」に含めるのか。

A 5. 含める。ただし、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

Q 6. 「熱中症対策に資する現場管理費補正」と「現場環境改善費（避暑（熱中症防止）」の違いはあるか。

A 6. 対象となる項目が異なる。

【熱中症対策に資する現場管理費補正】

作業員個人の費用（塩飴、経口保水液等効果的な飲料水、空調服、熱中症対策キット等）

【現場環境改善費（避暑（熱中症防止）】

現場の施設や設備に対する熱中症対策費用（日よけテント、遮光ネット、送風機、製氷機等）

Q 7. 熱中症対策に係る「作業員個人の費用」と「現場の施設や設備に対する熱中症対策費用」はどのように計上するのか。

A 7. 「作業員個人の費用」については、「京都市建設局における熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行に関する要領」に基づき費用計上されるため、補正の加算額に含まれる。

「現場の施設や設備に対する熱中症対策費用」については、積算基準をもとに、現場環境改善費を積上げ計上する。

Q 8. 熱中症対策に係る費用を設計変更で計上する場合、事前協議の対象になるか。

A 8. 「熱中症対策に資する現場管理費補正」と「現場環境改善費（避暑（熱中症防止）」に係る設計変更は、「土木工事請負契約における設計変更ガイドライン」に規定する事前協議手続きの対象外とする。

Q 9. 施工箇所点在型工事の積算について、補正方法はどのように考えるのか。

A 9. 施工箇所ごとの工期、真夏日により真夏日率、補正値を算出する。